

社会保険労務士法人びいずろうむ行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年2月1日～2024年1月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するキャリアコンサルティング制度を導入する。

<対策>

- 2022年12月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 2023年1月～ 運用ルールの検討、キャリアコンサルタント選定
- 2023年4月～ 運用ルールの決定、制度導入、社員への周知

目標2：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

<対策>

- 2022年10月～ 検討会の設置
- 2023年4月～ 社員への参観日実施についての周知
- 2023年5月～ 参観日の実施、社員へのアンケート調査、次回に向けての検討

目標3：法定労働時間内の労働を継続する。

<対策>

- 2022年2月～ 全社員へのフレックスタイム制の検討開始